**６　職務専念義務免除（職免）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　　　由 | 期　　　間 | 提 出 書 類 | 根 拠 規 定 |
| 研修を受ける場合 | 承認された期間  １日または勤務時間の始めか終わりの連続する４時間 | 研修承認申請書  事後に研修結果報告書 | 教特法 第22条  職専条例第２条第１号 |
| 厚生に関する計画の 実施に参加する場合 | 承認された期間  １日または１時間 | 要しない | 職専条例第２条第２号 |
| 大学通信教育面接授 業に参加する場合 | １年度40日以内  １日 | 面接授業参加許可証 | 職専条例第２条第３号  職免規則第２条第６号  昭和46.７.8 職免 |
| 健康診断を受診する 場合 | 受診に必要な期間  １日または１時間 | 事由を証明する書類 | 職専条例第２条第３号  職免規則第２条第６号  昭和57.４.1 職免 |
| 消防団活動等に従事 する場合 | 災害発生または警戒して出動する期間  消防団長等の招集に係る演習等に従事する期間  （演習等の時間は１年度40時間以内）  １日または１時間 | 消防団員（水防団員）就任届〔服様式18〕  辞令の写し  出動証明書等 | 職専条例第２条第３号  職免規則第２条第６号  昭和62.９.22 職免 |
| 風しんの血清抗体検査を受ける場合 | １日の内必要な時間  １日または１時間 | 要しない | 職専条例第２条第３号  職免規則第２条第６号  昭和53.２.13 職免 |
| 献血する場合 | 必要な時間  １日または１時間 | 要しない | 職専条例第２条第３号  職免規則第２条第６号  昭和63.６.20 職免 |
| 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 適宜休息し、又は捕食するために必要な時間  １時間または１分 | 要しない | 職専条例第２条第３号  職免規則第２条第６号  平成10.３.31 職免 |
| 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | 事由に該当する期間 | 事実を証明する書類 | 職専条例第２条第３号  職免規則第２条第６号  平成21.５.25 職免 |

(1)　職員は、下記のいずれかに該当する場合は、あらかじめ所定の手続きによって校長の承認　　 を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、ウの(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に　　 該当する場合は、あらかじめ兼職について県教育委員会（市町教育委員会）の承認を受けな　　 ければならない。

ア　研修を受ける場合

イ　厚生に関する計画の実施に参加する場合

(ｱ)　公立学校共済組合の実施する人間ドックを受診する場合

(ｲ)　(ｱ)により受診した結果、医師の指示による精密検査を受診する場合

(ｳ)　学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断の結果による精密検査を受診する場合

(ｴ)　公立学校共済組合愛知支部が実施する保健事業

・　器官別検診事業、女性検診など

ウ　人事委員会が定める場合

(ｱ)　特別職の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合

(ｲ)　職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属す　　　　 る事務に従事する場合

(ｳ)　県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、　　　　 その地位に属する事務に従事する場合

(ｴ)　人事委員会に対して、地公法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、もしくは同法49条の２第１項の規定により不利益処分に関する不服申し立てをし、又はこれらの要求若しくは申立ての審査に当たり当事者として、人事委員会へ出頭する場合

(ｵ)　職員からの苦情相談に関する規則第４条に規定する人事委員会が行う事情聴取、照会その他の調査に応じる場合

エ　任命権者が定める場合

(ｱ)　職員が学校教育法に基づく大学の通信教育課程に在学し、面接授業に参加する場合に　　　　おいて、次の要件を満たすとき１年につき40日以内

・　職務の遂行上有益なものであると認められる場合

・　校長が校務の運営に支障がないと認めた場合

(ｲ)　風しんに関する血清抗体検査に参加する場合において、次の要件を満たすとき職員で　　　　 ある期間を通じ１日のうち必要な時間

・　女性職員で風しんの既往症がなく、妊娠が予定される場合

・　校長が校務の運営上支障がないと認める場合

(ｳ)　消防団活動に従事する場合

・　火災、風水害、地震等の災害発生又はその発生への警戒に際して出動する場合

・　消防団長等の招集に係る演習、訓練、特別警戒その他勤務時間中に従事することが必要かつやむを得ないと認められるものに関して出動する場合

　　　　※　これらの場合、「消防団員（水防団員）就任届」〔服様式18〕に任命辞令の写し又は消防団員等であることの証明書の提出を要する。また、場合によって消防団長の出動証明書や消防団長名等の出動依頼書等を添える。

　　　　　　消防団員等でなくなったときは、速やかに「消防団員（水防団員）離任届」〔服様式19〕を提出する。

オ　成分献血登録者となり、血液センターの要請により献血する場合

カ　妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

キ　検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第２項に規定する停留の対象となった場合